

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

（県例規集登載）

組合指導課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 平成二十九年における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表

長寿社会課
治山課

【公告】

○ 一般競争入札の実施

財産活用課

○ 平成二十九年後期技能検定試験の実施

労働雇用政策課

○ 岡山県家畜人工授精講習会等の開催

畜産課

○ 平成二十九年砂利採取業務主任者試験の実施

河川課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 建築士事務所の監督処分

警察本部会計課

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

【教育委員会】

○ 平成三十年度岡山県立学校実習助手採用

教育委員会

候補者選考試験の実施

○ 平成三十年度岡山県立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の実施

〃

◎岡山県告示第四百四十一号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成二十九年九月一日

別表農林水産部の部組合指導課の項中72を73とし、71の次に次のように加える。

岡山県知事 伊原木 隆 太

72	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第2条第4項第2号	農業協同組合に係る預金等の異動に該当する事由の認可	30日					
----	--	---------------------------	-----	--	--	--	--	--

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

ウイズ薬局水島店

倉敷市水島西弥生町一―四

平成二十九年八月三十一日

◎岡山県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションこやま

2 所在地

岡山県総社市清音上中島二三九番地四コーポ清音二〇二号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ナーシングケア小山

2 所在地

岡山県総社市清音上中島二三九番地四

三 指定年月日

平成二十九年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇八九〇〇八五

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護用品の店四つ葉

2 所在地

岡山県津山市二宮一九四〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成29年9月1日 岡山県公報 第11919号

- 1 名称
株式会社和三
- 2 所在地
岡山県津山市二宮一九四〇番地
- 3 指定年月日
平成二十九年九月一日
- 4 介護保険事業所番号
三三七〇三〇二三三七
- 5 サービスの種類
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
介護予防福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第四百四十四号

平成二十九年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔三八〇〕地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年九月一日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

契約種別	所 在	地目又は構造	面積（平方メートル）	予定価格（最低売払価格）	入札保証金
土地売払い契約	岡山市東区可知四丁目三八四番七	宅地	六八五・五八	一九、一三〇、〇〇〇円	一、九一三、〇〇〇円
土地売払い契約	津山市総社字大根山五三一番、五三一番二	宅地・雑種地	二七七・〇四	三、〇八〇、〇〇〇円	三〇八、〇〇〇円
土地（建付地） 売払い契約	1 土地 備前市東片上字米当田二二三番一	宅地	三、六二三・三八	四二、〇八五、〇〇〇円	四、二〇八、五〇〇円
	2 建物 備前市東片上字米当田二二三番地一	鉄筋コンクリート造陸 屋根三階建	八九六・四二		
		鉄筋コンクリート造平 家建	一〇五・〇〇		
		コンクリートブロック 造平家建	二五・二〇		
		コンクリートブロック 造平家建	一〇・〇〇		

土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約				土地(建付地) 売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	
苫田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一五	苫田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一四	苫田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一二	2 建物 都窪郡早島町若宮三七〇八番地七、三七〇八番地八			1 土地 都窪郡早島町若宮三七〇八番七	真庭市田羽根字柳原五二九番一二	備前市東片上字天神三八九番二	
宅地	宅地	宅地	屋根平家建	鉄筋コンクリート造陸 鉄筋コンクリート造陸	鉄筋軽量コンクリート 造陸屋根二階建	鉄筋軽量コンクリート 造陸屋根二階建	宅地	原野	宅地
五〇九・〇九	五二九・四六	三八三・二二	九・五四	六九・五五	六九・五五	三六九・五二	二、四九五・三九	二九五・五九	二五・〇〇
二、九三三、五〇〇円	三、〇五〇、九〇〇円	二、〇〇九、五〇〇円				一一、八三七、六〇〇円	九、九八〇、〇〇〇円	一、四八七、〇〇〇円	
二九三、三五〇円	三〇五、〇九〇円	二〇〇、九五〇円				一、一八三、七六〇円	九九八、〇〇〇円	一四八、七〇〇円	

土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約
○番一七	五七九・〇〇	二、〇〇一、八〇〇円	二〇〇、一八〇円	四九四・〇一	二、八四六、六〇〇円	二八四、六六〇円
吾田郡鏡野町塚谷字一本松七四〇番一五、七四	宅地・雑種地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二七	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二六	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一九	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二三	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二〇	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二二	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二一	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二〇	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一九	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一八	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一七	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一六	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一五	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一四	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一三	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一二	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一一	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一〇	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一〇	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇九	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇八	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇七	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇六	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇六	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇五	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇五	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇四	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇四	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇三	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇三	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇二	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇二	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇一	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇一	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地	
吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地			吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番〇〇	宅地	

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 日本語を完全に理解することができないこと等の理由により、入札の内容を完全に理解せずに入札に関する意思の表示を行うおそれのある者
- 5 岡山県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約の内容を承諾せず、又は遵守することができない者
- 6 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 7 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者

8 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

10 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

1 仮申込み

入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の運営する公有財産等の売払に関するインターネットオークションシステム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの受付を行うこと。

2 申込手続

1の仮申込みを行った後、3の受付期間内に所定の申込書により岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

3 受付期間

平成二十九年九月四日（月）午後一時から同月二十一日（木）午後二時まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

一の表に掲げる額の入札保証金を、六1の期間の末日の二日前までに、岡山県が発行する納入通知書により納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札期間、入札場所及び開札日時

1 入札期間

平成二十九年十月五日（木）午後一時から同月十二日（木）午後一時まで

2 入札場所

売却システム上で行う。

3 開札日時

平成二十九年十月十二日（木）午後一時

七 入札方法

売却システムにより入札価格を登録する方法による。なお、この登録は、一の物件につき一回に限り行うことができる。
八 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

- 1 入札に参加することができない者のした入札
- 2 談合してした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 二以上の入札をした者のした入札
- 5 七に規定する入札方法以外の方法による入札
- 6 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

九 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

〔三八一〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成二十九年後期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職	種
2 一級及び二級 製造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	

職	種	作	業
さく井 鍛造 金型製作 工場板金 ロープ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て	さく井 鍛造 金型製作 工場板金 ロープ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て	ロータリー式さく井工事作業 プレス型鍛造作業 プレス金型製作作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業	ロータリー式さく井工事作業 プレス型鍛造作業 プレス金型製作作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業

油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業
和裁	和服製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
プラスチック成形	射出成形作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
石材施工	石材加工作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業、和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業、プラント配管作業
厨房設備施工	厨房設備施工作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
自動ドア施工	自動ドア施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図手書き作業、機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業
金属材料試験	機械試験作業、組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
義肢・装具製作	装具製作作業

舞台機構調整	音響機構調整作業
3 単一等級	
職 種 電子回路接続 製麺 樹脂接着剤注入施工 バルコニー施工	作 業 電子回路接続作業 機械生麺製造作業、機械乾麺製造作業 樹脂接着剤注入工事作業 金属製バルコニー工事作業
4 三級	
職 種 造園 機械加工 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 内燃機関組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 配管 型枠施工 鉄筋施工	作 業 造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 量産形内燃機関組立て作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業 家具手加工作業 射出成形作業 大工工事作業 建築配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業

機械検査、婦人子供服製造	造園、さく井、鍛造、機械加工、金型製作、工場 板金、ロープ加工、電子回路接続、電子機器組立 て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント 配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、 空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、 冷凍空気調和機器施工、帆布製品製造、家具製作、 プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材 施工、パン製造、菓子製造、製麺、建築大工、か わらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋 施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接 着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア 施工、バルコニー施工、ガラス施工、金属材料試 験、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整、写真	八、九〇〇円	減額対象者	手 数 料
		一七、九〇〇円	その他	
		五、九〇〇円		
		一四、九〇〇円		

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

ア 特級 一七、九〇〇円

イ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

機械・プラント製図 電気製図 写真	機械製図手書き作業、機械製図CAD作業 配電盤・制御盤製図作業 肖像写真デジタル作業
-------------------------	--

和裁、機械・プラント製図、電気製図	四、一〇〇円	一三、一〇〇円
-------------------	--------	---------

ウ 三級（在校生に限る。）

職 種 名	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、配管、型枠施工、鉄筋施工、写真	二、九〇〇円	一一、九〇〇円
機械検査	二、九〇〇円	九、九〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	二、九〇〇円	八、七〇〇円

エ 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（岡山県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、岡山県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

(ア) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。

(イ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

(ウ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者

が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

平成二十九年十二月四日（月曜日）から平成三十年二月十八日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

平成二十九年十一月二十七日（月曜日）に、協会の事務所に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(1) 手数料 三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 特級

職 種 名	実 施 期 日
铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	平成三十年一月二十八日（日曜日）

イ 一級及び二級

電子回路接続、樹脂接着剤注入施工	製麺、バルコニー施工	職 種 名	平成三十年二月四日（日曜日）	平成三十年一月二十八日（日曜日）	実 施 期 日
ウ 単一等級					
舞台機構調整	ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作	職 種 名	平成三十年一月三十一日（水曜日）	平成三十年二月四日（日曜日）	実 施 期 日
機械・プラント製図	さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	職 種 名	平成三十年一月二十八日（日曜日）	平成三十年一月二十一日（日曜日）	実 施 期 日
金属材料試験	鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	職 種 名			実 施 期 日

エ 三級

職 種 名	実 施 期 日
電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠施工	平成三十年一月二十一日(日曜日)
造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	平成三十年一月二十八日(日曜日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工、電気製図、写真	平成三十年二月四日(日曜日)

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受験申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
次に掲げる書類（申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができ、るものに限る。）のいずれかの写し等。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二

条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の写しについては、個人番号が記載されている箇所を塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類
イ 生徒手帳又は学生証

ウ 旅券

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

平成二十九年十月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会の事務所で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用切手（九十二円分）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書について、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）をする場合は、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるもの限り受け付ける。

(3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を平成三十年三月十六日（金曜日）に協会の事務所に掲示し、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に登載するとともに、協会が書面で直接本人に通知する。

六 その他

不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六―七三七八七）又は協会（電話〇八六一二二五―一五四七）に問い合わせること。

〔三八二〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。なお、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会は、開催しない。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 講習の対象となる家畜の種類
牛

二 開催期日及び実施場所

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会

平成二十九年十一月二十一日（火曜日）から同年十二月二十一日（木曜日）まで
真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校
ただし、講習の一部は、岡山県農林水産総合センター畜産研究所（久米郡美咲町北二二七二）で実施する。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会

平成三十年一月十日（水曜日）から同年二月二日（金曜日）まで
真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

三 受講資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- 1 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会については、家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格した者であること。

四 受講定員

三十名ずつ。ただし、受講希望者が多数の場合は、県内在住者を優先し、別に選別を行うことがある。

五 受講申込み

1 提出先及び提出書類

講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に次に掲げる書類を添付して、住所地を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、県外在住者にあつては、住所地の都道府県の畜産担当課を経由し、岡山県農林水産部

畜産課に提出すること。

(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(2) 履歴書（顔写真を貼り付けたもの。なお、法第十七条第二項各号のいずれかに該当する者は、その旨を記載すること。）

(3) 家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書の写し（岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講を申請する場合に限る。）

2 受付期間

平成二十九年九月一日（金曜日）から同年十月二十日（金曜日）まで。なお、郵送の場合は、同日の消印のあるものまで受け付ける。

六 受講料

次の額に相当する額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会 一八、九〇〇円

うち、一部の科目の受講を免除されている者 七、五四〇円

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会 二五、二四〇円

七 その他

1 講習会を修了した者については、修業試験を行う。

2 岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の両方を併せて受講することはできない。

3 講習会の実習等を行う場所への移動に当たり、車等での移動を要する場合があるため、各自で交通手段を準備すること。

4 法第十七条第二項各号のいずれかに該当する者は、受講の申込みに先立って岡山県農林水産部畜産課又は各県民局農林水産事業部農畜産生産課に申し出ること。

5 講習会について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六一二二六一七四三一）へ問い合わせること。

〔三八三〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十九年砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 別館 第七会議室

二 試験期日

平成二十九年十一月十日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

平成二十九年九月二十五日（月曜日）から同年十月二十日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで又は午後一時から午後五時十五分まで（郵便又は信書便による送付の場合は、平成二十九年十月二十日（金曜日）の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。）

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八、〇一〇円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課及び各県民局建設部（各地域事務所を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課並びに倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所を含む。）に行うこと。

〔三八四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令備中局 建第二〇二二号 平成二十九年八月 二十四日	浅口市金光町占見新田九四五番一	五・〇〇	二八・一二

〔三八五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 監督処分をした年月日

平成二十九年八月十六日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

建築設計工房アーツ・クラブト 岡山市北区西古松一丁目三六番一九号朝日プラザ
二〇三号

開設者 山本 克也

二級建築士事務所 岡山県知事登録第六三二二号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

建築設計工房アーツ・クラブトの管理建築士である山本克也は、平成二十九年八月一日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。

〔三八六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

P I T 端末等の調達及び電気通信役務の提供

二 契約期間

契約締結日から平成三十五年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年七月二十日

五 落札者の氏名及び住所

K D D I 株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一〇番一〇号

六 落札金額

一五〇、九〇六、二四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、一七八、二四〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年六月九日

◎岡山県教育委員会公告

平成三十年度岡山県立学校実習助手採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月一日

岡山県教育委員会

選考する校種、教科、採用候補者見込数、受験資格、試験日、出願等の詳細については、所定の実施要項で定めるところによる。

一 所定の実施要項等は、平成二十九年九月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができる。また、岡山県教育庁教職員課において受領することもできる。

二 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 高校教育人事班 電話（〇八六）二二六一七五八二

◎岡山県教育委員会公告

平成三十年度岡山県立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月一日

岡山県教育委員会

選考する校種、職種、採用候補者見込数、受験資格、試験日、出願等の詳細については、所定の実施要項で定めるところによる。

一 所定の実施要項等は、平成二十九年九月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができる。また、岡山県教育庁教職員課において受領することもできる。

二 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 義務教育人事班 電話（〇八六）二二六一七五八一